

## 鳥取県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年2月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市和田町字上灘東3082地先まで	6.1~41.3	295.0
		米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から同市和田町字新川尻3119-1地先まで	19.4~39.1	233.0
	変更後	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市和田町字上灘東3082地先まで	6.1~44.2	302.0